平成２３年（フ）第１９２号
名古屋市南区中割町３―31　中割ハイツ102号室、住民票上の住所名古屋市港区泰明町１丁目６番地の１　グランドヒルズ泰明町403号
破産者　阿知破新吾
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５３８２号
大阪市都島区内代町１丁目10番９号
破産者　コンドウニットこと　近藤　輝男
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７１２３号
大阪市東淀川区東中島１丁目１番８号クレハタワーズ東中島102号、住民票上の住所兵庫県尼崎市三反田町１丁目10番10―306号
破産者　ギャラリー維新こと　中村　　薫
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７３０８号
大阪府高槻市塚原３丁目16番12―301号
破産者　佐藤　雅浩
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７３５５号
大阪市港区福崎２－１－１　西濃運輸株式会社内513号、住民票上の住所大阪市西区江之子島１丁目９番15―603号
破産者　松倉　信彰
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８６４０号
大阪市城東区森之宮２－７―601、開始決定時の住所大阪市東住吉区今川４丁目18番14号
破産者　今井　照和
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８７９７号
大阪府富田林市藤沢台２丁目２番244号、開始決定時の住所大阪府富田林市金剛伏山台４番18号
破産者　藤原　幸藏
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９９２０号
奈良県宇陀市大字陀区藤井661番地の３、旧住所大阪府高槻市深沢町１丁目８番15号
破産者　小南　　博
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１２２２号
堺市美原区大饗146番地37、前住所札幌市北区北28条西11丁目２番12号　第12角栄ビル２Ｆ
破産者　吉野　純一
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１４７４号
大阪府富田林市南旭ケ丘町14番39号、開始決定時の住所大阪府羽曳野市古市６丁目21番22号
破産者　西川　藤幸
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１１３５号
神戸市中央区熊内町３丁目５番４号　市村文化
破産者　戸髙ヱミ子
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２４８号
宮崎県宮崎市大坪西１丁目５番10号、開始決定時の住所鹿児島県鹿児島市上荒田町12番７号　荒田ビル302号
破産者　前原　惠子
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１７号
青森県八戸市城下３丁目２番78号、前住所青森県三沢市美野原３丁目31番地3757号
破産者　安田　昭夫
1　決定年月日　平成23年７月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第８６号
岩手県北上市幸町６番８号　レオパレスＰＵＲＥⅢ107、前住所神奈川県横浜市港北区新吉田東１丁目18番９号　新吉田シティーハウス108
破産者　菅野　　斉
1　決定年月日　平成23年７月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第６９９号
新潟市西蒲区巻乙250番地１　コーポ石田106号室
破産者　加藤　秀平
1　決定年月日　平成23年７月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７８号
長崎県島原市上の原２丁目6407番地　ガーデンハウス202
破産者　下田　惠子
1　決定年月日　平成23年７月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係